比企郡滑川町に編入する区域

比企郡嵐山町大字川島字沼下二〇七七の一、二〇七八、二〇八〇の二、二〇八〇の四、二〇八一、二〇八三、二〇八四の一、二〇八五の二、字豊田二〇九六の二、二〇九八の一、二〇九八の五、二一〇〇の一、字赤坂下二二三〇の一、二二三一の一、二二三一の五、二二三一の六、二二五四の一、二二五五の一、二二五六の一から二二五六の三まで、字下ノ前二二五八の一、二二五八の二、二二五八の四から二二五八の六まで、字上前二二六二、二二六三、二二六四の一、二二六五、二二六六、二二六八の一、二二六八の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部並びに字沼下二〇八九の一、二〇九〇の一、字豊田二〇九一、二〇九六の一、字赤坂下二二二八の一、二二二八の四に隣接する水路である国有地の一部、二二二八の四の地先の水路である国有地の一部

比企郡嵐山町に編入する区域

比企郡滑川町大字水房字表之前一七九の一、一七九の三、二一〇三の二から二一〇三の五まで、字上之前二八八の一、二八八の二、二八八の四、二八八の五、二九〇、二九二の一、二九二の二、二九二の三、二九三の二、二九三の六から二九三の九まで、三六三の一、三六三の七から三六三の九まで、三六四の一から三六四の一三まで、字沼下八一九の一、八一九の二及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに字下之前一八の六、一八の七、二二、二三の一、二三の二、二四、三八の一、三九の一、四一の一、四三の一、四六の二、四六の三、四六の一に隣接する水路である国有地の一部、嵐山町大字川島字赤坂下二二四二の一、字下ノ前二二五八の一に隣接する滑川町の水路である国有地の全部

○総務省告示第四十五号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、新潟県新発田市と胎内市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年二月二十五日

総務大臣　原口　一博

新発田市に編入する区域

胎内市船戸字桜田四七一の一部、四七二、四七三の一部、城塚字船戸川崎一四五の一の一部、一四六の一の一部、一四七の一の一部、一四八の一の一部、一四九の一の一部、一五〇の一の一部、一五一の一の一部、一五三の一の一部、一五四の一の一部、一五五の一の一部、一五六の一の一部、一五七の一の一部、一五八の一の一部、一五九の一の一部、一六〇の一の一部、一六九の一の一部、一六九の二の一部、一七〇の一の一部、一七一の一から一七一の三まで、一九八の一部、一九九の一部、二〇〇から二〇四まで、二〇五の一部、二〇六の一の一部、二〇六の二の一部、二〇七の一の一部、二〇七の二の一部、二〇八から二一四まで、二一五から二一七までの各一部、二二二の一の一部、二二三の一の一部、二二四の一から二二四の五まで、三九一の一部、三九二の一部、三九三、三九四の一、三九四の二、三九五から三九八まで、三九九の一から三九九の五まで、四〇〇から四〇五まで、四〇六から四一〇までの各一部、四一一の一から四一一の四まで、四二一の一から四二一の三まで、四二二、四二三の一から四二三の三まで、四二四から四二七まで、四二八の一、四二八の二、四三一の一から四三一の四まで、字堤上二二五の三、二三四の三、塩津字江下九五四の一の一部、九五五の一部、九五六、九五七の一、九五九の一、九六〇の二、九六一の一、九六一の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

胎内市に編入する区域

新発田市金沢六の二、八の二、九、一〇、一一の一、一二、一二の二、一三、一四の一、一四の二、一五、一六、一七の二、三七から四七まで、七四八の一部、五四の一部、五五から六九まで、七二、七三から七九までの各一部、八一の一部、八二の一部、一〇七の一から一〇七の五まで、一〇八の一から一〇八の五まで、一〇九の一から一〇九の五まで、一一〇の一、一一〇の二、一一〇の三、一一一の一、一一一の二の一部、一三六の一の一部、一三六の二の一部、大野二三四の一、二三五の一、二三六の一、二三六の二、二三七の一、二三八の一、二六六、二六七の一の一部、二六七の三から二六七の五までの各一部、三〇二の一の一部、三〇二の三の一部、三〇三の一、三〇三の三、三〇四、三〇五の一部、三〇六の一の一部、三三二の一部、三三三から三三六まで、三三八の一部、五一六の一部、五一七の一部、五一八から五二四まで、五二五から五二七までの各一部、五二九から五三一までの各一部、金塚一七三の四、一七四の三、一七五の三、一七六の三、一七七の三、一七九の三、一八三の四、一八五の六、一八五の八、一八七の三、一八九の二、一九一の三、一九二の三、一九四の三、一九五の三、一九六の三、一九八の五、一九八の七、二〇〇の三、二〇三の六、二〇三の八、二〇三の一〇、二〇五の三、二〇八の四、二一一の五、二一一の七、二一二の三、二一三の五、二一六の五、二一八の四、二二二の三、二二五の一、相馬五七六の四、五七七の五、五七七の七、一〇九七の一、一〇九八の一、一〇九八の二、一一〇〇の一、一一〇〇の二、一一〇〇の三、一一〇四の一、一一〇五の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○政治資金適正化委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

○政治資金適正化委員会告示第八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人から登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録年月日	亡失年月日
二六六一	堀　三芳	二六八五	二二、一、二一

○法務省告示第九十九号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年二月二十五日

法務大臣　千葉　景子

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
富山地方法務局高岡支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年三月一日
鹿児島地方法務局川内支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年三月一日
高知地方法務局いの支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十二年三月一日

登録番号	氏名	登録年月日	亡失年月日
二三四三四	錦織　淳	五、二、二	二二、一、二
二三四三五	岡村　年起	五、二、二	二二、一、二
二三四三六	赤間　典子	五、二、二	二二、一、二
二三四三七	堤　あかね	五、二、二	二二、一、二
二三四三八	谷口　浩丈	五、二、二	二二、一、二
二三四三九	田中　信好	五、二、二	二二、一、二
二三四四〇	田嶋　俊也	五、二、二	二二、一、二
二三四四一	髙木　秀輔	五、二、二	二二、一、二
二三四四二	大塚　康夫	五、二、二	二二、一、二
二三四四三	塚越　昭	五、二、二	二二、一、二
二三四四四	米田　益男	五、二、二	二二、一、二
二三四四五	古川　裕	五、二、二	二二、一、二
二三四四六	土井　信幸	五、二、二	二二、一、二
二三四四七	木下　敏彦	五、二、二	二二、一、二
二三四四八	木下　徹彦	五、二、二	二二、一、二
二三四四九	平田　稔	五、二、二	二二、一、二
二三四五〇	山本久美子	五、二、二	二二、一、二
二三四五一	磯村　文靖	五、二、二	二二、一、二
二三四五二	松永由紀子	五、二、二	二二、一、二
二三四五三	菅原　一禎	五、二、二	二二、一、二
二三四五四	土舘　和子	五、二、二	二二、一、二